

平成 22 年度

定期監査(施設監査)結果報告書

平成 23 年 3 月

豊島区監査委員

写

22豊監発第128号
平成23年3月29日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
同	鳴	川	智久
同	増	田	恵一
同	水	谷	泉

平成22年度定期監査（施設監査）の結果について

平成22年度定期監査（施設監査）の結果について、地方自治法第199条第9項の規定により、報告書を提出いたします。

平成22年度定期監査（施設監査）結果報告書

第1 監査の対象部局

1 教育委員会

小学校（8校）

巣鴨小学校、清和小学校、朝日小学校、池袋第二小学校
南池袋小学校、目白小学校、椎名町小学校、高松小学校

中学校（3校）

駒込中学校、巣鴨北中学校、西池袋中学校

幼稚園（1園）

池袋幼稚園

2 区民部

[地域区民ひろば課]

区民ひろば（5施設）

区民ひろば西巣鴨第一・第二、区民ひろば朝日

区民ひろば池袋本町、区民ひろば富士見台、区民ひろば高松
併設する区民集会室を含む。

3 子ども家庭部

[子ども課]

子どもスキップ（4施設）

子どもスキップ仰高、子どもスキップ西巣鴨

子どもスキップ朝日、子どもスキップ池袋第二

児童館（1施設）

上池袋第一児童館

併設する区民集会室を含む。

[保育園課]

保育園（5施設）

西巣鴨第二保育園、西巣鴨第三保育園、池袋第二保育園

目白第一保育園、目白第二保育園

第2 監査実施期間

平成23年1月13日(木)から2月8日(火)まで

第3 監査の観点

平成22年度財務に関する事務の執行及び施設の管理・運営状況について、平成22年度監査計画に基づき、設置目的に沿って施設の運営が有効かつ効率的になされているか、施設の維持管理は適正に行われているか、及び資金前渡金や私費会計現金等の管理は適切に行われているかなどの実務的な観点から実施した。

第4 監査の方法

各施設において、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が施設長より概要説明を聴取し、質疑応答を行った。並行して、事務局職員が関係書類及び帳簿等の調査を実施した。

その後、施設を視察し、管理状況等について監査した。

第5 監査の結果

事務の執行状況、施設の管理状況のいずれについても特に文書により指摘すべき事項は認められなかった。

なお、事務監査の際、事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については速やかに対応されたい。

監査の結果に関する報告は以上のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次頁第6のとおり意見・要望を申し添える。

また、改善等の措置を講じたときは同法同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

第6 意見・要望

1．学校ホームページの充実について

本区では、地域に開かれた学校づくりを目指して全区立小・中学校、幼稚園においてホームページを公開し、ひろく学校情報の発信を行っている。各校とも、情報の適時掲載や内容の充実のため工夫を凝らしているが、多忙な職場環境の中で、作成にあてる時間と担当人員の確保に苦慮している状況も見受けられた。

ホームページは時、場所、対象を限定せずに、各学校の特色や活動内容を正確、迅速に伝えられる有効なツールである。隣接校選択制により、保護者が区立小・中学校を選ぶ際に、ホームページを介した情報も学校の状況を身近に知るために重要なものとなっている。区立小・中学校としても、引き続き地域との関わりをいっそう深めていく必要のある中で、地域に積極的に情報発信をしていく一手段として、学校ホームページの十分な活用が望ましい。

学校は保護者をはじめとする地域人材や学生ボランティアなどの協力を仰ぎながら、学校ホームページをより魅力あふれるものとするよう努力されたい。また、教育委員会においては逐次、閲覧しやすい学校ホームページのモデルを示し、学校に専門支援員を派遣するなどして積極的な支援策に取り組まれない。

2．学校施設におけるCO₂排出量削減の徹底について

「平成21年度豊島区環境年次報告書(平成22年12月)」によれば、平成21年度の区立小・中学校全体のCO₂排出量は3,297,525kgで対前年度比1.3%の増であった。今回監査対象校の対前年度比増減をみると、減少率で16.5%が最大、増加率では16.8%が最大である。監査の中でその理由について確認したところ、特段の分析を行っていない様子が見られた。

実態を把握し、増減要因を分析して、増加している場合は削減に努め、減少している場合はその成果を児童・生徒、各家庭、学校施設全体に還元できるよう削減方法を学校サイドから提案していくことも重要である。増減要因の分析には、平成21年度より導入が開始されているデマンド監視装置()も有効である。平成23年度にかけて順次設置校が拡充される計画であるので、当装置の効果的な活用も視野に、CO₂排出量削減の取組みを徹底された

い。

また、近年の環境に対する危機意識の高まりのもと、「校庭芝生化」や、「学校の森」植樹、「CO₂削減としまアクションウィーク」等環境授業の実施により、学校は、区において緑化及び実効性の高い環境行動の拠点ともなっている。次世代を担う児童・生徒がおのずから環境に配慮した生活を営み、行動がとれる大人に成長できるよう、今後もいっそう、日常生活に直結した環境教育を展開されたい。

デマンド監視装置...電力使用量が表示され、一定量に近づいた場合に警報の設定ができる装置。一定時間ごとの電力使用量が記録されるため、活用することで電力使用量の削減と、最大需要電力を下げることにより電気料金（基本料金）を低く抑える効果が期待できる。

3. 校外学習(社会科見学)等、日帰り校外行事における私費負担の軽減について

区立小学校では、各学年において、校外学習(社会科見学)を実施している。また、移動教室(6年は林間学校)が4年、5年、6年(特別支援学級3~6年)で、区立中学校では1年、2年(特別支援学級全学年)で実施されている。これら校外への移動を伴う学校行事の費用負担の状況をみると、移動教室等については交通費全額が公費負担であるが、音楽鑑賞教室等一部の日帰り校外行事は交通費を公費で負担しているものの、校外学習(社会科見学)については交通費、入場料等が全額保護者(私費)負担となっている。

公費・私費負担の区分については、昭和42年3月に東京都教育委員会により「義務教育学校運営費標準」が設定され、「個人負担の範囲(平成4年度改訂版)」として「遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行等の参加に伴う旅費的経費及び入場料等」が挙げられている。しかし、この標準は、私費負担解消を目的として公費負担の最低基準を定めたものという側面もあり、現に移動教室等の交通費が公費負担となっているように政策的配慮の余地もあるものと考えられる。

校外学習(社会科見学)は学期中における教育活動の一環と位置づけられ、授業時間内に全員参加で行われているものである。教育委員会においては、義務教育無償の本旨に鑑み、私費負担を軽減し、可能な限り公費負担により実施できるよう検討されたい。

4. 学校図書標準の達成について

「スクールライブラリーの活性化事業(平成17～21年度)」や平成20年度からの学校図書購入予算の段階的拡充等、施策の集中的展開により、学校図書の充実には一定の成果がみられる。今年度の監査においても真新しい図書が図書室、教室内の図書コーナー等に並べられ、児童・生徒が自然と手に取りやすいよう配慮されていることが確認できた。

しかしながら、「平成21年度学校図書館の蔵書数及び学校図書館図書標準達成状況(平成22年3月教育委員会調査)」によれば、調査時点では、区立小学校23校中11校、区立中学校8校中3校が学校図書館図書標準を達成するにとどまっている。また、年数の経過により傷みが目立ったり、内容的にも古くなるなどして現時点での読書には適していない図書も蔵書数にカウントされている。

未達成校の蔵書数増に向けて引き続き努力するのはもとより、達成校においても不断の点検により時宜に適った蔵書の整備を行われたい。また、平成23年度より、新規事業として「学校図書館のデータベース化」が実施される予定である。これを機に、学校においては図書別・学年別の利用状況等についても正確に把握し、統計データに基づいた蔵書の整理を進め、蔵書の質と内容を向上させることにより、今後とも児童・生徒に学校図書ならではの良質の図書が提供できるよう、中央図書館との連携も含めた整備を進められたい。

5. 教員の人材育成について

本区では平成19年度より、「豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定」に基づき、区内六大学と区立小・中学校、幼稚園において知的・人的交流による教育連携を行っている。平成22年度現在、日本語指導補助、各教科の学習補助、音楽、体育、食育指導等で、区内六大学に在籍する学生が教育現場と直接的に関わっている。その中には、活動を通じて教員を志す学生も数多くいると仄聞している。

区立小・中学校では、団塊の世代の大量退職により、若い世代の教員の割合が増加している。学生時代に多様な体験のできる本制度の推進により、将来的に「現場を知る」学生を教員として採用することが容易になるものと期待される。学校においては、教員志望の学生に対しては、特に早期育成の観

点から、その資質・能力の向上を支援できる体制をとるよう配慮されたい。

また、区教育委員会では授業力向上のため、各教科の教育研究校を指定している。区の指定校以外では1小学校が東京都の「確かな学力向上実践研究推進校」に、5小学校、1中学校が「平成22年度スポーツ教育推進校」に、1中学校が「人権尊重教育推進校」に指定され、1小学校が国の指定校（いずれも平成22年度）となり、それぞれ充実した研究活動を展開している。これら研究の成果を活かし、あわせて教員の指導力向上等人材育成に取り組まれたい。

6．小学校からの租税教育の推進について

小・中学校の社会科において、租税教育は、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせるものとして位置づけられている。

授業とは別に豊島税務署・都税事務所や東京税理士会豊島支部から講師の派遣を受けて小・中学校の一部で租税教室が開催されている。また、毎年、全国の納税貯蓄組合連合会で中学生による「税についての作文」を募集しており、平成22年度には全区立中学校から882点の応募があった。同じく「税の標語」の募集には、小学6年生による応募が18小学校、570点にも及び、義務教育段階からの税に対する関心の高まりと学校の取組み姿勢の真摯さがうかがわれる。

次世代を担う児童・生徒が将来の納税者として税の仕組みや使いみちに関心を持つことは非常に大切なことである。税務署等では、講師派遣のほか関連教材の貸出し、税務署見学や体験学習等積極的な支援も行っている。こうした社会資源を活用しながら、今後も学校においては租税教育を推進されたい。

7．学校公費・私費会計の事務処理マニュアルの整備について

学校運営に要する経費には教育委員会が直接執行するものと、教育委員会が学校に予算を配付して学校が執行するものがあり、後者については具体的な事務処理の手引きとして、教育委員会により「学校配付予算執行事務の手引」が作成されている。また、学校が取り扱う運営経費には学校配付予算（公費）以外にも、保護者から徴収する給食費や教材費等の各種経費（私費）

があり、公費とは別に管理されている。

現行の「学校配付予算執行事務の手引」は平成14年度に作成されたもので、その後の財務会計事務の制度変更が反映されていないため、現在の予算執行の実態に合わない部分もあるのが現状である。平成21年8月に契約課により「豊島区随意契約ガイドライン」が策定されたが、見積書の徴取などで必ずしも本ガイドラインに沿った運用になっていない学校もあった。一方、私費会計についてはこれまで統一したマニュアルが作成されておらず、一部の学校では現金出納簿が作成されていない、多額の現金管理を行っているなどの実態が見受けられた。

平成23年度から学校においても財務会計システムが導入され、事務処理方法が大きく変更される予定である。教育委員会においては、これを機に帳簿による徴収金管理の徹底や手元現金の範囲や金額の制限、保護者代表による会計監査の徹底など私費会計の取扱いも含めた新たな事務処理マニュアルを早期に整備し、全区立小・中学校、幼稚園に周知されたい。

8. 経年劣化避難器具等の早期交換の実施について

消防法第17条は「学校（以下略）の関係者は、政令で定める「消防用設備等」について、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。」と規定している。また、消防法施行令第25条は、小・中学校における避難器具設置の具体的な基準を定めている。この基準により、現状では、全区立小・中学校の2階以上の階において避難器具として救助袋または緩降機が設置されている。

これら避難器具については消防法第17条の3の3により定期的な点検が義務付けられているが、平成22年度の点検結果によると、10小学校、3中学校で、救助袋の経年劣化が指摘されている。このうち、現在2校で救助袋の交換を実施している。

避難器具は火災や震災時などの備えであり、避難を要する緊急事態が発生した際に、児童・生徒・職員の安心・安全を保障するのに欠かせないものである。

教育委員会においては、交換未実施全校での救助袋の早期交換を計画的に進められたい。なお、その他「消防用設備等」についても経年劣化等の有無の確認を励行することにより、使用に支障をきたさないよう留意されたい。

9. 区民ひろば自主運営移行について

平成22年度より区民ひろば2地区において自主運営移行モデル事業が開始された。そのうち、今回の監査対象施設でもある区民ひろば池袋本町では、運営協議会が平成22年7月に「特定非営利活動法人池本ひろば」を設立し、平成23年2月より既存の事業全般と受付・集会室管理業務について区からの業務委託を受けて実施している。

自主運営移行モデル事業の形態には、区民ひろば池袋本町のような「事業全般型」と既存事業の一部を区からの補助金により実施する「企画事業型」とがある。いずれの運営形態も最終的には、運営協議会のNPO法人化あるいは運営協議会が既存のNPO法人と提携しつつ本格的な自主運営に移行することを目標としている。提携するNPO法人の選定は自主運営の成否にかかわるものであり、運営実態や運営を担う組織の体制等を充分に見極め、移行後も、一定期間は地域区民ひろば課による支援、調整を継続するなど、安定的な運営に留意されたい。

また、平成23年度以降、順次自主運営を目指す区民ひろばが拡大していくことになるが、地域区民ひろば課においては、受益者負担とすべき経費の整理、区民集会室の多目的利用による有効活用、収益事業につながる企画事業の提案など、指定管理者制度の導入も視野に入れた課題の整理に努められたい。なお、自主運営への移行に際しては、当初より経済的効果を測定し、直営体制との比較検証を行われたい。

10. 区民ひろばの施設整備について

区民ひろばはその多くが旧ことぶきの家及び旧児童館の施設を活用して実施されているが、従前、ことぶきの家と児童館が上下階に併設されていた施設では、現在でも、外階段を使用して上下階の行き来をせざるを得ない状況が見られる。区民ひろばは世代間交流の場であることから、本来、利用者が施設内部を容易に往来できる状況にあることが望ましい。施設の管理運営上も非効率な面があるため、大規模改修工事等を実施する際には、内階段を設置する、もしくは区民ひろば高松のように利用者が内階段を使用できるよう改修するなどの施設整備を行われたい。

一方、今後、区民ひろばが自主運営に移行し、将来的に指定管理者制度の導入も見込まれるところであるが、施設の効率的な運営のために旧療浴室等

遊休スペースを自主運営主体や指定管理者が事業に利用できるよう整備する必要がある。今後、有効活用を検討し所要の改修を行われたい。

また、区民ひろばによっては児童遊園が隣接しているが、転用して区民ひろばの敷地とすることで、庭、畑づくりやスポーツなど幅広い事業展開が可能になる場合もある。大規模改修工事等の際には、あわせて施設の増築によるスペース拡張も視野に入れるなど、児童遊園の利用状況に留意しつつ一体的な活用を図ることを検討されたい。

11. 子どもスキップ施設の充実について

平成16年度から全児童（小学生）のための放課後対策事業として開始された子どもスキップは、平成22年度には「子どもスキップ仰高」、「子どもスキップ長崎」の2施設が開設され、17小学校区で実施されている。年間利用者も延べ316,373人（平成21年度実績、15施設）に上り、施設設置の有無が学校選択の大きな要素の一つとなるなど児童・保護者からの評価も高く、監査委員意見においても、未実施校区での早期開設を要望してきたところである。

17施設の形態としては、学童クラブ、一般利用者用セカンドスペースとも校舎内で実施する校舎内型が11施設、学童クラブ用の施設を校庭に設置している敷地内型が3施設、校舎内でのスペースが確保できず隣接施設に設置している隣接型が3施設となっている。このうち、隣接型のスキップにおいては、校舎内のセカンドスペースや校庭開放利用のためには、学童クラブと学校との間を往復しなければならない。その際、職員が必ず付き添ってはいるものの、利用の利便性、安全性の観点からすれば子どもスキップは校舎内型の実施が望まれるところである。

現状でも校舎内での展開が厳しい施設が見受けられる中で、国においては35人学級編成等普通教室増の動きもあり、今後、子どもスキップ設置スペースの不足が懸念される。子ども課は教育委員会、財産運用課等関連各課と積極的な連携を図り、隣接地取得等校地拡大によるスペース拡張も含めて検討できるよう提案し、子どもスキップの校舎内型での展開が可能となるよう検討を進められたい。

12. 区立保育園職員の年齢構成について

平成17～22年度における職員新規採用抑制の影響もあり、平成22年度現在、区立保育園に勤務する保育士は平均年齢46.6歳、40歳以上の保育士が78%を超え29歳以下は1%に満たない状況である。区全体では29歳以下の若年齢層正規職員の比率は4.1%（平成22年3月31日現在）であり、年齢構成バランスの改善が求められているところであるが、この数値と比較しても保育士の年齢構成は更に偏りが顕著な状況になっている。

常時見守りを要する乳幼児を預かる保育士は、肉体的な面でも負担が大きい職種であり、ベテラン職員の経験も当然必要であるが、一定割合の若年齢層職員の配置が保育現場の活性化に欠かせないところである。平成23年度には14名の新規採用が決定しているが、「新定員管理計画【平成23～27年度】」には「保育士は、民営化の進捗状況などを踏まえた採用とする」とあり、現段階においては平成24年度以降の動向について不明確な部分もある。

保育園課は保育現場の実態を定員管理に反映できるよう今後とも新規職員採用の継続に努められたい。また、行政経営課においては、引き続き職場の実情に基づいた定員管理を基本に、保育現場だけでなく区組織全体の中でベテラン保育士の知識と経験の活用を検討し、区立保育園に配属される保育士の年齢構成のバランス改善に配慮されたい。

13. 保育園ホームページの改善について

区公式ホームページには「公共施設案内」のページが設けてあり、区民、利用者に向けて施設個々の情報を掲載できる環境が整えられている。今回監査対象となった全ての施設は「公共施設案内」のページよりその情報を確認することができるが、保育園のページには所在地と電話番号、地図が掲載されているのみで、各保育園の定員や延長保育の実施状況等基本的な情報について掲載されておらず、リンクも設定されていない状況であった。

また、保育園においては、ふれあい体験保育事業や育児相談事業など、保育園入園児童とその保護者以外にもひろく区民や子育て家庭を対象とする事業が実施されている。これら事業の利用実績を高めるには情報の周知が欠かせないが、両事業ともトップページにある「区政情報」のページから4階層下の「保育所」のページに掲載されており、事業名がわからないと検索しづらいことから、区民が情報を得るのに時間がかかるように見受けられた。

地域に公開された独自の講座開催など保育園にはそれぞれ事業内容に特色がある。保育園課においては、現行の区公式ホームページ内の保育園関連ページの構成を見直し、区民が必要な情報を容易に入手できるよう改善を進めるとともに、ホームページを通じて積極的に各種事業、行事等の情報発信が行われるよう保育園ホームページの充実に努力されたい。

14. 事務の適正処理について

今回の監査対象施設において、庶務・サービス関係、予算の執行、契約、現金等の出納保管、施設管理などの事務について、関係書類および帳票の記載、管理等について事務監査を実施した。その中で事務処理や施設の維持管理・安全管理のうえで課題があると思われた主な事項を下記に列挙するので、主管課においては所要の改善を図られたい。

(1) 会計処理に関する事項

私費会計

- ・各学年とも通帳管理が行われておらず、現金管理になっており、出納簿の作成されていない学年や、出納簿と領収書の照合がとれない学年があった。(清和小学校)
- ・教員による一時的な立替金が発生していた。(目白小学校、池袋幼稚園)
- ・預金通帳は作られているがあまり活用されていない。多額の現金管理を行っている学年がある。(椎名町小学校)
- ・出納簿が作成されていない学年がある。また、年度をまたがった立替金が発生している学年があった。(巣鴨北中学校)
- ・預金口座で管理している経費の一部を出納簿に記帳していないため、通帳と出納簿の照合ができない学年があった。経費ごとに預金口座を分けるか、全ての経費について出納簿に記帳するか前回監査時に是正を指導していたが、改善されていなかった。(巣鴨北中学校)
- ・出納簿に支出額欄のみが記載され、残額及び収入額の記載がないため、収入、支出状況が確認できない学年があった。(西池袋中学校)

前回監査でも指摘されていたが、日本スポーツ振興センター災害共済給

付金入金用口座に、当時の職員が立て替えた口座開設時の入金額がそのまま残っていた。(高松小学校)

日本スポーツ振興センター災害共済給付金請求の際、事故発生から最長で19か月、医療機関からの報告を受けてから最長で16か月経過してから学校が請求に要する災害報告書を作成している事例があり、事務処理の遅延が見られた。(西池袋中学校)

平成19年4月1日を最後に公印等(学校印、校長印、校長代理印、割印、契印)が印影簿に押印されていなかった。(西池袋中学校)

区民ひろばへの予算追加配当の際、地域区民ひろば課は口頭のみで配当額を区民ひろばへ伝えており、書面の通知を送っていない。(区民ひろば)

学童クラブの間食援助費を保護者に還付する際、保護者の連絡帳に記載しているのみで、受領書等を区側に残していない。(子どもスキップ西巣鴨)

通話料収入及び給食指導費(職員徴収分)に関わる現金出納簿が記帳されていない。(西巣鴨第三保育園)

前回監査時に供用備品総括票の分類が民生費のままなので、福祉費に訂正するよう指導していたが、訂正されていなかった。(目白第二保育園)

上記のほか、現金出納簿上の受払日、受払金額と実際の入出金日、入出金額とが不一致の事例や、歳出予算推定差引簿と物品等購入(伺)兼契約締結決定書とで件名、契約の相手方、金額が不一致の記載、歳出予算推定差引簿への記帳もれ等の事例が複数の施設で見られた。

(2) 服務関係書類に関する事項

非常勤職員の夏季勤免は暦日4日までの取得とされているにもかかわらず、4日を1日あたり7時間45分に換算して累計31時間まで取得さ

れていた。(子どもスキップ・児童館)

週の勤務時間が38時間45分を超えていないにもかかわらず、週休振替時に25/100の超過勤務手当を請求している例があった。(区民ひろば西巣鴨第一・第二、子どもスキップ朝日)

週の勤務時間が38時間45分を超えた分について、週休振替時に25/100の超過勤務手当を請求していない例があった。(区民ひろば高松)

旅費の発生した旅行しか旅行命令簿を作成していない施設が複数見られた。

上記のほか、出勤簿、年次有給休暇簿、超過勤務等命令簿、旅行命令簿等のサービス関係書類の記載ミス(誤表示、押印もれ、記入もれ)等が、監査対象施設全般にわたって見られた。

(3)施設の維持管理・安全管理に関する事項

前回監査でも指摘されていた事項で、安全点検報告書に「校庭防球ネットが老朽化している、用務主事が修理対応している」とあるが、破損箇所が目立っていた。(巣鴨北中学校)

安全点検報告書に「幼児クラスからテラスへの出入口の段差につまずき、さらに段差のあるテラスへと転倒する子どもや時には保護者もつまずく。そのため、額や手を打撲することが多く、保護者からの「危険」の指摘もある」とあった。(池袋第二保育園)

安全点検報告書に設備等の保守点検の指摘事項が記載されていないものがあった。(目白第二保育園)

なお、避難器具の経年劣化の実態については前述のとおりである。